

平成 31 年 1 月 23 日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会 長 一戸 隆男 殿

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木下 雅俊 殿

ビルメンテナンス議員連盟

会長 伊吹 文明

平成 30 年 1 月 17 日に行われたビルメンテナンス議員連盟懇談会の際に、
全国ビルメンテナンス政治連盟から出された要望に対し、議連所属の議員が各
省庁関係部署へ交渉を行って参りました。

つきましては、ビルメンテナンス議員連盟として、各省庁との交渉による
回答内容を精査し、各項目に対し別紙の通り報告致します。

要望事項

1. 改定最低賃金額の従事者への適切な還元、公平な負担のための施策 (要約)

10月に賃金改定及び保険料当等分を加味した契約の途中改定の実現

現在の状況・具体要望

- ① 最低賃金の適用を10月改定4月施行は困難との回答を受ける
- ② 平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成29年7月25日閣議決定）の確実な履行として、ビルメン業界の中小企業契約方針の運用状況を文書でいただきたい。
- ③ そのほか、上記の実現について方策を示していただきたい。例：国土交通省土地・建設作業局長から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」及び東京都管財局の対応措置を参考

担当議員 平将明先生、稲田朋美先生、佐々木紀先生

【回答】 厚生労働省 労働基準局 賃金課

「ビルメンメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」においては、入札契約段階において、「入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定等）について十分周知することとする。」とし、また、業務実施段階において、「最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。」と示しており、個々の契約において、最低賃金の改定を考慮するよう求めているところです。

加えて、平成30年度の地域別最低賃金が平成30年10月1日以降順次発効することを踏まえて、平成30年9月27日付で厚生労働省生活衛生課長及び賃金課長の連名で各省庁、各都道府県あてに通知を发出し、改めてその旨の周知徹底を図ったところです。

ガイドラインの周知徹底に当たっては、最低賃金の改定についても考慮するよう、引き続き周知徹底してまいります。

また、平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成30年9月7日閣議決定）において、「国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低

い業務（清掃等）に関し、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。」とされていることから、平成30年9月27日付厚生労働省労働基準局長通知により、各省庁、各都道府県等に対して、国等の契約の基本方針を踏まえ、発注時における法令遵守について特段の配慮をお願いいたしました。

【総括・評価】

厚生労働省が中企庁と連携し最低賃金の改定への周知、並びに最低賃金の上昇を見越した予定価格への反映への配慮を各関係機関に周知・広報していることには一定の評価ができる。

しかしながら現実には確実な履行が行われているとは言えず、議連としてはさらなる周知・広報の徹底、また関係各機関へ基本方針の確実な履行を求めるための新たなアプローチの創出を求めていく。

要望事項

2. 建築保全業務の調達におけるルールづくり（ルールの徹底）

（要約）

発注ガイドライン・共通仕様書積算基準などのルールの徹底

現在の状況・具体要望

- ① 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課にて啓発普及に努めていただいている。
- ② 発出したガイドラインが全国の自治体・国でさらに利用促進できる方策を提示いただきたい。
- ③ (例)国土交通省土地・建設産業局長から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」及び東京都管財局の対応措置を参考

担当議員 平将明先生、稲田朋美先生、佐々木紀先生

【回答】 厚生労働省 医薬生活衛生局 生活衛生課

厚生労働省としては、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠であると考え、平成27年6月に、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を策定し、関係官庁、地方公共団体等に対してガイドラインを通知し、適切な発注を行うよう求めているところです。

また、ガイドライン発出後は、継続的に、ビルメンテナンス協会と連携しつつ、発注担当者に対するセミナーなど場において、ガイドラインの周知徹底を図っているところです。

引き続き、ビルメンテナンス協会と連携しつつ、関係官庁、地方公共団体等に対して、ガイドラインの周知徹底してまいります。また、ビルメンテナンス協会において、協会会員、地方公共団体等の発注者担当者等に対する勉強会を開催される場合には、当方としても、出席し説明するなど積極的に対応してまいります。

【総括・評価】

策定されたガイドライン並びにその発出の過程には一定の評価をしているが、セミナー等の取り組みの浸透が十分とは言えず、関係各機関へのアンケートの実施などガイドラインに沿った着実な運用がなられるよう、議連として更なる対応を政府に求めていく。

要望事項

3. 外国人就労の受入拡大への対象職種への参入

(要約)

在留資格拡大職種として5業種を対象としているが、当業界も対象として検討いただきたい

現在の状況・具体要望

平成28年にビルクリーニング職種2号認定(3年在留)を受け、技能実習制度がスタートしており、現在3号移行(5年在留)の準備を行っている。現在、外国人就労受入拡大のための新制度の創設が検討されているが、当業界でも最長10年となる拡大職種の対象として考えていただきたい。

担当議員 松本文明先生、宇都隆史先生

【回答】

昨年の臨時国会で成立した改正入管法により、今年の4月から、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお人材確保が困難な分野については、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みが構築されました。ビルクリーニング分野も、この新たな制度での外国人材を受け入れる分野の1つとなっています。この新たな制度の在留資格「特定技能1号」をもって在留することができる期間は、通算して5年を上限とされています。

受け入れる外国人材は、第2号技能実習(3年)を修了した者、又は、秋以降に実施されるビルクリーニング分野特定技能1号評価試験及び日本語試験に合格した者となっています。

今後、厚生労働省と全国ビルメンテナンス協会が連携し、全国の事業者に対して説明会を開催して制度の周知を行うとともに、試験実施体制の整備等の受入れ準備を進めていくこととなっています。

【総括・評価】

今回の改正入管法において対象業種にビルクリーニング分野が認定されたことについては、業界と議連の連携努力が実った形である。今後は受入れ体制への制度設計細部に関して注視する必要がある。

要望事項

4.WTOの建築物清掃サービスを対象品目から適用除外

本協定を国内適用した「特例政令」の運用などにおいて、地域要件・適用範囲の緩和など、ダンピングを防止する措置についての対策

現在の状況、具体的要望

- ① 対象品目から除外するのは厳しい状況との回答は得ているが、その旨を文章でいただくことは可能でしょうか。
- ② 「特例政令」の特定役務である建築物の清掃サービスの適用範囲や適用方法を明確にし、安心・安全の確保が出来る措置をしていただきたい。

担当議員 平口洋先生、佐々木紀先生

【回答】 外務省 経済局 国際貿易課

政府調達協定における我が国の付表5（対象となるサービス）については、建築物の清掃サービスを含め列挙されているサービス全てを1つのパッケージとして他のGPA加盟国との間で合意しており、建築物の清掃サービスのみを付表5から除外することは、困難です。

総務省 自治行政局 行政課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(特例政令)は、政府調達に関する協定(1994年)や改正協定(2012年)等を実施するために設けられたものであり、その対象となる役務の種類等については、政府調達に関する協定や改正協定に既に規定されているものを国内法に直したものです。

【総括・評価】

WTOの政府調達協定では、建築物の清掃サービスは、他対象サービスと一つのパッケージとなっており、見直すには国際条約の大幅な変更を伴うため、現状では困難と考える。

要望事項

5. 建築物環境衛生管理技術者の兼任条件の統一的運用の実現

(要約)

建築物衛生法で定められている建築物環境衛生管理技術者の兼任条件を、各自治体の判断でなく統一的な判断基準を定め、かつ運用の統一化を図ることにより、制度の活性化につなげたい

現在の状況・具体要望

- ①現行の「兼任基準」は、「原則として、二以上の特定建築物の管理技術者を兼任させるはならないこととし一定の場合にのみ兼任を認める。この例外規定の運用に当たっては、特定建築物の距離、用途の類似性、設備の有無、延べ面積、所有者等の同一性など、具体的かつ総合的に勘案し、兼任を認めても管理技術者の職務遂行に支障がないと判断される場合に認められる。」
- ②さらに学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小・中・高、大学等）とそれ以外の特定建築物の兼任（三棟まで）が認められている。
- ③しかし、上記の基準を各自治体が運用する場合、統一的基準を数値的に定めることが難しいため、兼任条件の運用は各自治体の個別な判断に委ねられている。
- ④今後、管理技術者の確保が困難な状況もあり、制度を積極的に活用するためにも、兼任条件の全国各自治体の運用状況の把握と統一的な兼任基準を改めて示していただきたい。

担当議員 松本文明先生、宇都隆史先生、

【回答】厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第5条第2項において、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならないとの原則が規定されています。

御指摘のとおり一定の要件を満たせば、例外的に二以上の特定建築物についての兼任が認められるわけですが、この基本的な考え方は、「複数のビルではあるものの、実質的に1つのビルと同等」と認められるような場合にあくまで例外的に兼任を認めるというものであり、建築物の衛生状態を適切に維持する観点から、この例外ケースについては厳格に判断が行われる必要があります。

兼任基準は、様々な要素を「総合的に勘案」することとされており、確かに機械的に判断できるようなものにはなっていませんが、兼任の是非が問われるケースは個々に状況が異なりますので、機械的な判断になじまないと考えておりますし、建築物環境衛生管理技術者の選任義務がある特定建築物の数が 45,769 であるのに対し、建築物環境衛生管理技術者が選任されている建築物の数は 45,433 であり、ほとんどの特定建築物において建築物環境衛生管理技術者が選任されており、自治体間で運用に大きなバラツキがあるとは考えておりません。

また、建築物環境衛生管理技術者免状の交付者は 128,594 人（平成 29 年度末現在）であり、加えて毎年 3,000 人程度が新たに建築物環境衛生管理技術者免状を取得しており、特定建築物の数に比較して多い状況にあります。

したがって、建築物環境衛生管理技術者が不足し、ただちに御指摘のような対応が必要な状況にはないものと認識していますので、なにとぞ御理解のほどお願い申し上げます。

【総括・評価】

管理技術者数が特定建築物数に不足しているなどの状況は数値的には判断できない状況である。

しかし、現状として現場において管理技術者が足りないのは事実である。

今後、更なる数値的分析・問題事例等をビルメンテナンス協会と協議していきたい。

要望事項

6.エコチューニングの法的位置付けの強化、明確化について

グリーン購入法環境配慮契約法への位置付け

現在の状況、具体的要望

- ① 要望時、前向きな検討を行うとの回答を得た。
- ② グリーン購入法の中の庁舎管理の役務提供のできる事業者としてエコチューニング事業者が対象事業者と位置付けられることは実現できないか
- ③ 環境配慮契約法が制定されたとき、エコチューニング事業者は設備管理業務としてどう位置付けられるのか
- ④ 上記の検討状況や実現可能性を文書でお示しいただきたい。

担当議員 田村憲久先生、秋元司先生、平口洋先生

【回答】 環境省 大臣官房 環境経済課

グリーン購入法に基づく基本方針の庁舎管理に係る判断の基準は、庁舎管理業務において満たすべき基準を示しており、事業者を特定するための基準ではありませんので、御要望の対応は難しいと考えます。

環境配慮契約法については、制定当初の基本方針ではエコチューニング事業者について、言及していなかったところ。今回の見直しに当たって、現在6つの契約類型があるが、新たに「建築物の維持管理に係る契約」を7つ目の契約類型として追加する予定です。その解説資料において、エコチューニングについて取り上げる予定です（本年2月閣議決定予定）。

【総括・評価】

今回、環境配慮型契約法のなかで「建築物の維持管理に係る契約」を追加していただける方向となっている。その中でエコチューニングも取り上げられるため、一定の前進は得たものとする。

〈参考：要望に対する以前の回答〉

エコチューニングの法的位置付けの強化、明確化について

（答）法的位置の強化、明確化については、環境省では、平成 29 年 2 月にグリーン購入法基本方針を改定し、庁舎管理の判断の基準の見直しを行った。その検討にあたっては、全国ビルメンテナンス協会にも委員として御参画いただいた専門委員会において、議論いただいた結果として、配慮事項にエコチューニング事業の活用を視野に入れた項目を設定した。

グリーン購入法は全ての国の機関が対象として取組を求めるものであることから、判断の基準として位置付けるためには、今回の見直しの効果やエコチューニングの実施体制の全国的な広がりなどを見ていくことが必要と考えており、まずは、見直した基本に基づく取組の進展を注視してまいりたい。

また、環境配慮契約法に関しては、温暖化対策としての建築物の維持管理の改善に向けて、今年度から、同法に基づく基本方針への建築物の維持管理業務の位置づけを視野に、専門委員会を立ち上げ、検討を開始した。同専門委員会には、全国ビルメンテナンス協会にも委員として参画いただいております、これまでの取組も踏まえた専門的な視点からの御意見も頂きながら検討を進めてまいりたい。

要望事項

7. エコチューニング業務を実施する事業者への補助金制度の実現

事業者のエコチューニングビジネスへの挑戦意欲を高めるために提供事業者に対し補助金制度を創設して欲しい

現在の状況、具体的要望

- ① 運用改善による光熱費削減分をエコチューニング事業者に分配するビジネスモデルであるため、補助制度に頼らない仕組みであり、実現は難しいと回答。ただし、本ビジネスの認知度が低い認識はあると回答を受けた。
- ② 難しい理由を記した文書をいただけると有難い。

担当議員 田村憲久先生、秋元司先生、平口洋先生

【回答】 環境省 地球環境局 総務課 低炭素社会推進室

エコチューニングビジネス自体が、平成26年度エコチューニングビジネスモデル確立事業及び平成28年度公共施設で行われた検証結果として、利益があがるものとしての結果が出ております。

ビジネスモデルとしては、建物のオーナーと管理者が節約されたエネルギー料金分を利益として配分できるので補助制度としてはすぐわないものです。

【総括・評価】

エコチューニング事業としては、環境省の検証結果として利益があがるものと考えられており、補助金などの予算措置は考えていないという回答を得ている。

しかし、建物オーナーに理解していただき、普及しなければ環境政策としては効果があがっていかない。

今後、議員連盟としても認知度をあげる方法を求めていくと同時に、普及状況を注視していきたい。

保留事項 1

要望事項

障害者雇用の恩恵が共用できる施策の実現について（顧客であるオーナー等と障害者雇用を協働できるメリット）

現在の状況・具体要望

障害者が安心して働ける環境づくり、障害者雇用の促進を図るため、ビルメンテナンス事業者が障害者を雇用し、現場に配慮する場合、例えば「発注者側の障害者法定雇用率の算定にも加算される」など、受発注者双方が恩恵を受けられる施策の実現をお願いしたい。

担当議員 稲田朋美先生、佐々木紀先生

【回答】厚生労働省

労働者にとって、安定的な雇用関係に結びつくことは、労働関係法令が適用される等、生活の安定につながるものであることから、障害者雇用率制度では、全ての事業主に、障害のある方の雇用を義務づけています。

ご要望の仕組みについては、これを導入することで、雇用主であるビルメンテナンス企業において、発注が増える結果として障害者雇用が促進される可能性がある一方、その分だけ、発注者である施設オーナー側は、障害者雇用を免れることとなります。

共生社会の理念のもと、このような仕組みにより一部の事業者が障害者雇用を免れることは適切ではなく、全ての事業主に、障害のある方を直接雇用する責任を果たしていただく必要があると考えます。

【総括・評価】

障害者の雇用の安定のために、直接雇用のみを加算するという前提があり、この理念のもとに障害者雇用率制度が運用されている以上、発注者側に加算することは難しい。

保留事項 2

要望事項

特定建築物対象範囲の拡大（現行 3,000 m²以上を 2,000 m²以上に拡大）

（要約）

建築物衛生法で定められている特定建築物対象範囲の拡大

現在の状況・具体要望

- ①国立保健医療科学院にて、中規模建築物(2000-3000 m²)の管理状況について現在、調査中。
- ②改定の可能性や予定時期など、現在の検討状況を文書でお示しいただきたい。（全協事務局と厚労省担当部局と情報収集）

担当議員 稲田朋美先生、佐々木紀先生

【回答】厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

特定建築物の対象範囲を拡大することについては、ビル所有者、関係業界等にも影響が大きい問題であり、まずは実態の把握が必要です。

そこで、厚生労働省では、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間の厚生労働科学研究において、3,000 m²未満の建築物における実態把握に係る調査研究を行っているところです。

この調査研究の実施にあたっては、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会にも研究協力者として御参加いただいております、研究会議に出席いただき、情報共有、御意見を賜わるとともに、また、実態調査の対象として、会員に御協力をいただいております。

引き続き、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の御協力も得ながら実態把握に係る調査研究を行い、その結果をもって、特定建築物対象範囲の拡大（現行 3,000 m²以上を 2,000 m²以上に拡大）の必要性について検討を行うこととしたい。

【総括・評価】

来年度（平成 31 年度）まで実態把握調査が行われ、協会と厚労省が協力体制で行っていると承知しているが、調査終了後のスケジュールについて注視する必要がある。

保留事項 3

要望事項

建築物環境衛生管理技術者講習時間の短縮及び講習提供方法の緩和
建築物環境衛生管理技術者の 100 時間の講習時間を要する規定の緩和

現在の状況・具体要望

- ① 100 時間規定の撤廃又は合理的な時間を算出し短縮いただきたい。
- ② 講習提供方法について、集合形式だけではなく E ラーニングの活用など幅広い提供方法を認めていただきたい。

担当議員 松本文明先生、宇都隆史先生

【回答】厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

建築物環境衛生管理技術者免状を取得する方法は、次のいずれかの方法があります。

- ・ 建築物環境衛生管理技術者講習を修了すること
- ・ 建築物環境衛生管理技術者試験に合格すること

前段の建築物環境衛生管理技術者講習の講習時間については、建築物環境衛生管理技術者として必要な知識を得るためとして、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 7 条の 4 第 1 項第 1 号において、科目ごとに時間が設定されており、合計でいうと 7 科目 100 時間以上となっています。

建築物衛生行政概論	10 時間
建築物の構造概論	8 時間
建築物の環境衛生	12 時間
空気環境の調整	26 時間
給水及び排水の管理	20 時間
清掃	16 時間
ねずみ、昆虫等の防除	8 時間

このように、講習の科目と時間については法律事項であるため、国会における審議に耐えるだけの変更の理由、その根拠が必要であり、直ちに変更することは困難と考えます。

（講習時間が長いと考えるのであれば、講習は必須ではないので、試験を受験し、合格していただくという別途の道もあります。）

【参考】

近年の建築物の維持管理にあたっては、大型化、複雑化に伴い複合用途化した建築物における用途に応じた維持管理、建築物の長寿命化やライフサイクルコスト縮減に向けた維持管理、地球温暖化問題・省エネルギーに応じた維持管理などが求められており、建築物の衛生的環境を確保するためには、これまで以上に高度な管理技術が求められていることを考慮すると、むしろ、以前よりも、習得すべき知識は増えていると考えられます。

【総括・評価】

講習時間短縮については、変更に伴う国会審議に耐えうるだけの変更理由とその根拠が必要である。まずは具体的な問題点の提示や短縮できる技術習得法の提示などが必要である。

保留事項 4

要望事項

表彰制度設立への環境省のバックアップ

エコチューニングビジネス普及啓発の一環としての表彰制度の実現

現在の状況、具体的要望

- ① イベントの後援協力は行うと言われている。

担当議員 田村憲久先生、秋元司先生、平口洋先生

【回答】 環境省 環境局 総務課 低炭素社会推進室

エコチューニングビジネス普及に関するイベントなどの後援協力は致します。
今後、ビルメンテナンス協会内から更なる要望を検討中と聞いております。

【総括・評価】

環境省として、エコチューニングビジネスの普及啓発のために、ビルメンテナンス協会の後援協力はしていくと言われている。ビルメンテナンス協会から積極的に要望を出していくことが望まれる。

実現予定事項

要望事項

特定求職者雇用開発助成金の支給要件の緩和について

現在の状況、具体的要望

雇い入れ1年後の離職割合が50%以下であることの要件を廃止して欲しい

担当議員 田村憲久先生、秋元司先生、平口洋先生

【回答】厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 雇用開発課 労働移動支援室

特定求職者雇用開発助成金の支給要件の緩和について、雇い入れ1年後の離職割合が50%以下にある条件について、局長通達により、就労継続支援A型を除き平成30年10月1日より廃止となりました。

【総括・評価】

要望通り、特定求職者雇用開発助成金の支給条件であった、雇い入れ1年後の離職割合が50%以下であるとの条件が廃止されました。